

[令和4年度版]

ばれいしょ かぶ

だいこん

新規就農 ガイドブック

“A” Life for You

～青森県で農業を始める方のために～

かぼちゃ

青森県

食用菊

りんご

肉用牛

メロン

いちご

バラ トマト

トルコギキョウ



この冊子は、**独立自営** で農業を始める人を応援するガイドブックです。

Aomori Agricultural Life for you



- 本冊子は、新たに農業を始めたいという方々のために、あらかじめ知っておくべきことや国・青森県・市町村等の支援策をまとめたものです。
- 独立して農業を始めることは、経営主になることで、自分の経営に対して全責任を負うことになります。
- 農業を始めるには就農相談や調査を経て、技術の習得、資金の確保、農地の取得などの準備が必要です。
- あなたの熱意と努力が必要なことはもちろんですが、行政もあなたが本県農業の担い手として頑張っていけるよう支援します。
- 本冊子が、あなたの就農準備の参考になれば幸いです。

- ・本冊子は令和4年3月現在の情報に基づいて作成したもので、法律や制度の改正などにより事業内容等が変わることがあります。就農を目指す際は、必ず関係機関へ相談の上、最新の情報を確認してください。
- ・県外の方は、在住の県庁や出身地の県庁・関係機関等へもお問い合わせの上、十分な情報の収集と準備に努めてください。



新規就農 ガイドブック

青森県で農業を始める方のために

目次

I あなたの本気、根気、熱気を再チェック 2

5つの再チェック	3
1 なぜ、農業をしたいのですか？	
2 農業者になるためには、いろいろな準備が必要です	
3 家族の理解が欠かせません	
4 地元の人たちとの付き合いが大切です	
5 軌道に乗せるまでの時間に耐えられますか？	

II 独立就農までのステップ 5

あなたの希望を確認！相談先は？	6
Action 1 就農相談	7
Action 2 就農先への定住	8
Action 3 技術や経営ノウハウの習得	9
Action 4 青年等就農計画の作成	12
Action 5 資金の確保	17
Action 6 農地の取得	21
Action 7 機械や施設等の取得	24

III 就農後の地域定着に向けた支援 26

IV 就農を支援する組織など	29
国・市町村の支援制度	31

<参考>新規就農 適性・知識・準備チェックシート	38
就農相談の窓口一覧	40

あなたの

Wait a moment

本気 根気 熱気

を再チェック

あなたは、なぜ農業をしたいのですか。
農業で生計を立てたいのですか。
それとも、農業のある生活を楽しみたいのですか。

●
農業には、新たに農業経営を開始する
「独立就農」のほか、農業法人に就職する
「雇用就農」という働き方もあります。

●
職業としての農業は、
観光やアウトドア活動で接するのと違って、
非常に厳しいものです。
それに、青森県では雪が降り、ヤマセが吹きつけ、時には台風のような天災もあります。
農業で生計を立てるということは、
それらを計算してなお、農業にそれ以上の魅力を見つけるということです。

●
農業を職業として選択する前に、
「なぜ農業をしたいのか」、「どんな就農形態で働きたいのか」等
是非再チェックしてみてください。

5つの再チェック

1 チェック

なぜ、農業をしたいのですか？

- その場の思いつきや現実逃避になっていませんか？
- 農業のリスクを考えましたか？

あなたが、農業をしたいと考えた動機は何ですか？
“無農薬の農産物を食べたい”“会社勤めより楽そう”“田舎で暮らしたい”などという理由であれば、もう一度よく考えてみてください。
農業という職業で生活していくためには、多くの努力が必要です。自然が相手ですから思いもよらない事態も数多く発生します。栽培技術のみならず、消費の動向までも把握する手腕が問われるのは、会社の経営と同じです。単なる思いつきや現実逃避型の就農では、家族や周囲の農家にも迷惑をかけるだけで終わってしまいます。

2 チェック

農業者になるためには、いろいろな準備が必要です。

- 農業者は技術者であり、経営管理者であることを知っていますか？

サラリーマンの場合は、「明日から入社してください」と言われるとすぐに社員となり、1か月後には給料をもらうことができますが、農業の場合は、どんなに意気込んでもすぐに農業者になれるというわけではありません。

専門的な技術と経営管理能力を身に付け、きちんとした営農計画の下で作業を行っていくことが求められます。また、土地（農地等）、労働（家族労働が中心）、資本（資金）の生産の3要素が不可欠です。

3 チェック

家族の理解が欠かせません。

- 農業・農村の生活サイクルや生活スタイルについて話し合いましたか？

農業を始めるということは、単に職業を変えるということではなく、そこで生活していくということです。家族の理解と同意を得る必要があります。

農村は、交通機関や商店街、文化施設などの面で都会と違い、不便なことも多いと思います。そうした条件について家族の理解が必要です。

4 チェック

地元の人たちとのお付き合いが大切です。

- 密接な近所付き合いができますか？
- 共同作業ができますか？

農村は、生産と生活の場が一緒ですから地元の人との関係が密接です。

農業で成功するかどうかは、地域にどれだけ溶け込めるかにかかってくるとも言えるでしょう。地元の慣習に違和感を感じることもあるかもしれませんが、営農に関わる共同作業と併せ、様々な行事に集落の一員として積極的に協力していく姿勢が必要です。

5 チェック

軌道に乗せるまでの時間に耐えられますか？

- 農産物が市場商品であることを知っていますか？
- 気長に取り組む根気と熱意がありますか？

農業を始めても、作物が収穫されて、販売されるまでの時間は作物によってマチマチですし、最初の収入を得るまで、また、安定した収入を得るようになるまでには、長い時間がかかります。

農業以外からの新規就農者に対するアンケート調査（全国新規就農相談センター実施）によると、就農後もしばらくの間は、自分の経営や生活に対して“所得が少ない、技術が未熟だ、働き手が足りない、販売が思うようにならない、休暇がとれない、集落の慣行や人間関係がわずらわしい”などの悩みが続くようです。

ある程度、準備を整えたら、38ページの「新規就農 適性・知識・準備チェックシート」でチェックしてみましょう。

雇用就農 について

新たに農業に参入するルート

本県の令和2年度の新規就農者数は、昭和63年度の調査開始以降最多の303人で、このうちの半数を他産業等に従事した後に農業に参入した非農家出身者が占めています。

非農家出身者が農業に参入するに当たっては、

- ①このガイドブックで紹介する農業経営者として起業する「独立就農」
 - ②農業法人に就職し、サラリーマンとして農業に従事する「雇用就農」
- の主に2つのルートがあります。

雇用就農のメリット

経営基盤を持たない非農家出身者が独立就農するためには、農地の取得費や賃借料、機械・施設などの導入資金、種苗・肥料・農薬などの導入に必要な運転資金、さらには、経営が安定するまでの生活資金も必要です。

これに対して、農業法人等に就職する雇用就農は、初期投資が不要で、会社員として給料をもらいながら、農業に従事することができます。

近年、労働力不足が深刻化しているため、多くの農業法人では、男女別のトイレの整備や育児・介護休暇の導入など、働きやすい環境づくりに取り組んでおり、大型機械の運転免許の取得支援などの福利厚生も整備されつつあります。

また、会社形態のため、労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入が義務づけられています。

雇用就農に興味のある人は

県内には500社を超える農業法人（農業を営む会社組織）があり、その経営部門は、耕種農業（水稲、野菜、果樹等）や畜産（肉用牛、酪農、養豚、養鶏）など様々です。

このガイドブックの姉妹版「雇用就農ガイドブック」では、県内の128社の事業概要や求人内容を紹介しています。

ご興味のある方は、青森県新規就農ホームページ（A Life Park）を参照ください。

詳しくは下記ホームページを御覧ください。

青森県庁HP <https://www.pref.aomori.lg.jp/> 青森県庁 A Life Park

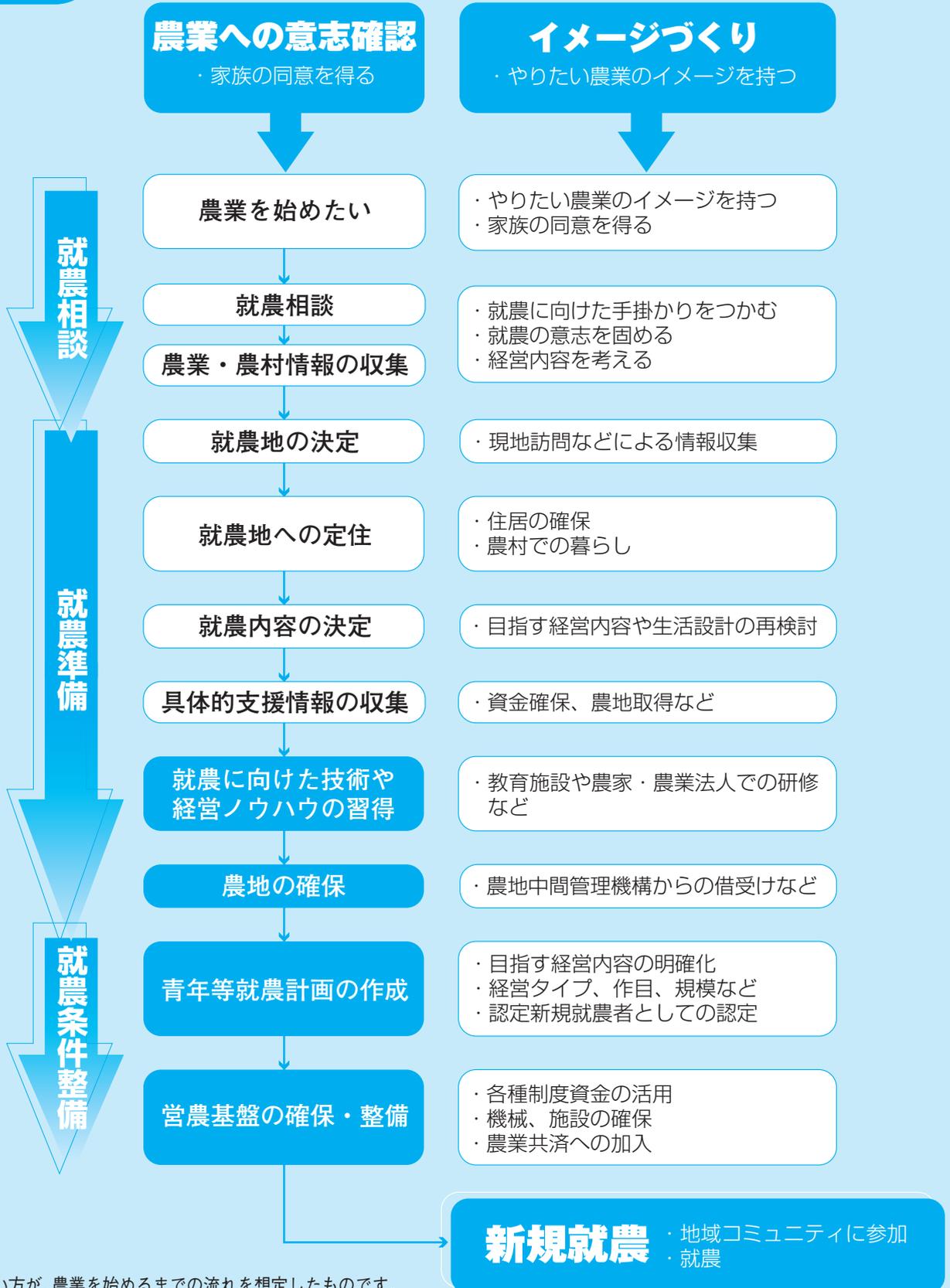


独立就農 までの ステップ

必要なもの・こと、
そしてあなたを支える
仕組みと組織

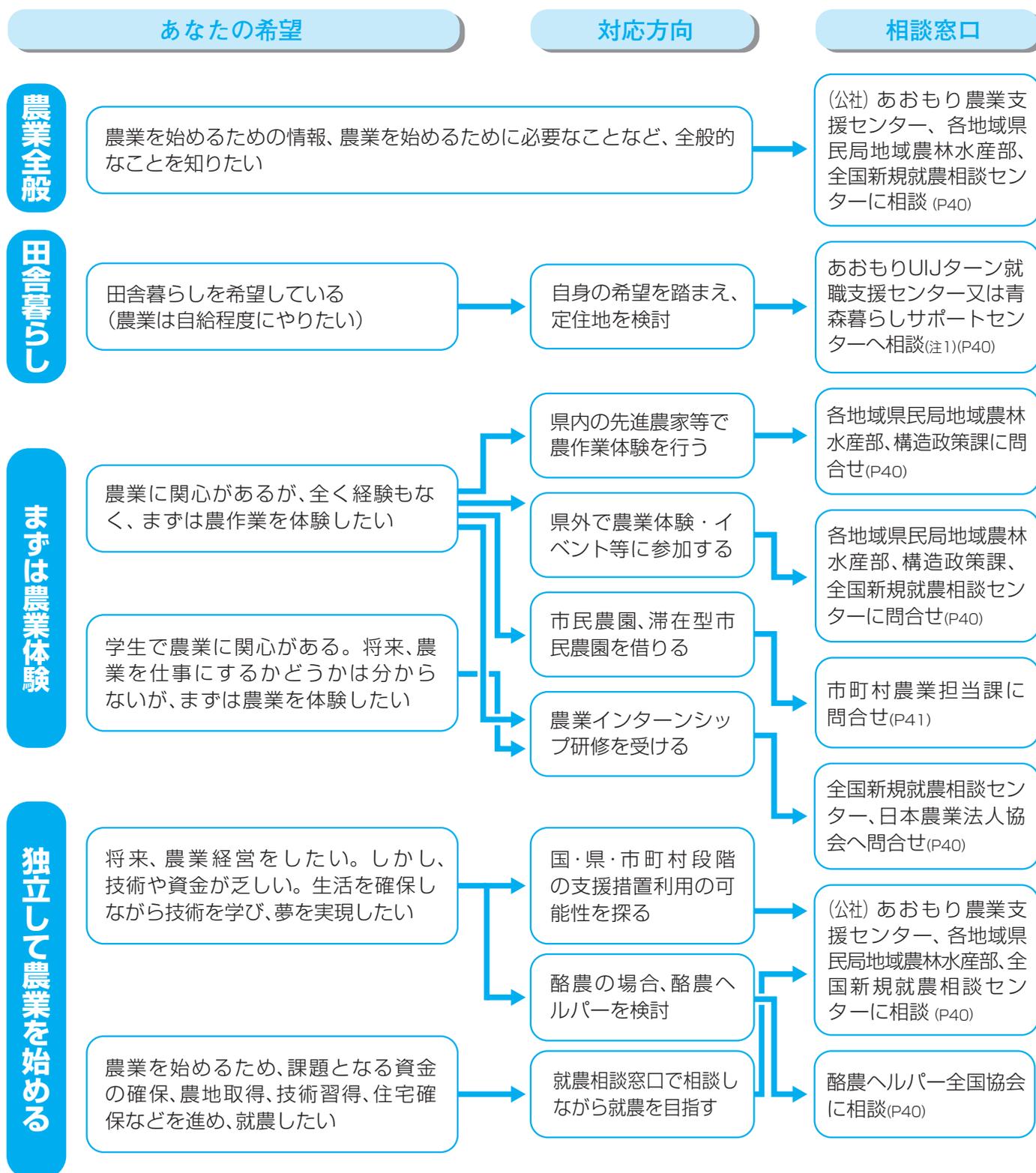
農業経営を開始するという自分と家族の意志が揺るぎないものであることを確認できれば、独立就農へのステップへ移ります。

まずは、青森県や市町村、(公社)あおもり農業支援センター等に相談し、就農地や農業経営のイメージを具体化しましょう。次に、栽培技術や経営ノウハウを研修等で身に付けること、また、市町村等と相談して栽培品目の条件に適した農地を確保することなど、就農準備をしっかりと進めることが重要です。十分準備できたら、経営開始に向けて青年等就農計画を作成します。この計画に基づき、資金の借入れや、機械・施設等の条件整備などを進め、いよいよ農業者としての第一歩を踏み出すことになります。



※実家が農家でない方が、農業を始めるまでの流れを想定したものです。

あなたの希望を確認! 相談先は?



注1：あおもりUIJターン就職支援センター (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/a-tokyo/aomoriuta-nnsyuusyokusiennsennta-00.html>)
あおもり暮らしー青森県移住・交流ポータルサイト (<https://www.aomori-life.jp/>)

Action 1 就農相談

青森県では、市町村や農協等と連携しながら、東京都・大阪府に設置している「いきいき青森就農センター」(P40) や県内にある地域県民局地域農林水産部、(公社)あおもり農業支援センターなどで、随時就農に向けた相談や情報提供などを行っています。

相談をする際には、あらかじめ目指す農業のイメージを頭の中に描いておく必要があります。イメージを固めていくためには、新規就農関係の資料を読むことはもちろんですが、農作業を体験してみたり、経営主や先輩の話聞いてみることは、具体的な計画づくりにも有効です。

相談内容の事例

- ・どんな作物を作るか（野菜、花き、果樹、肉用牛、酪農、養豚など）
- ・どのような経営を行うか（単一経営か複合経営か、露地栽培か施設栽培かなど）
- ・どのくらいの農地が必要か
- ・どこで農業を始めるか、就農予定地があるか
- ・農業の技術をどのようにして身に付けるか
- ・労働力の確保が可能か
- ・農地を購入又は借りることができるか
- ・農業を始めるための資金（当面の生活・営農・施設など）の確保ができるか、どうやって調達するか（自己資金や保証人を含めて）
- ・住宅をどう確保するか
- ・生活条件はどうか
- ・青年等就農計画をどのようにして立てるか

目指す農業のイメージができ、就農の意志が固まったら、
いよいよ本格的に就農に向けて行動です。

Action 2 就農先への定住

1 住宅の確保

県や市町村が行っている支援内容だけで就農先の適否を決めるのではなく、**実際に現地を見て、地元の関係者の話を聞いて、あなたの考える農業や生活が展開できる地域かどうかを判断する必要があります。**

農業を始めようとする場合、農地の確保とともに住居が必要になります。

農作物の栽培は、常に自然条件に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ農地の近くに住居があることが望ましいです。

住宅を新築するとなれば、多額の費用がかかりますので、当面は、就農希望先の市町村や就農の世話をしてくれる人などを通じて、公営住宅やアパートなどを探してもらいましょう。

新規就農者に対して住居をあっせんしている市町村もありますので、なるべく農地と併せて住宅を確保するように地元の人に相談し、協力を得ながらそれぞれ工夫してみてください。

民間住宅・空き家等相談窓口	青森県居住支援協議会 TEL 017-722-4086 http://aomori-kyoju.com/	
	(公社)青森県宅地建物取引業協会 TEL 017-722-4086 http://aomori-takken.or.jp/	
	(公社)全日本不動産協会青森県本部 TEL 017-775-3891 http://aomori.zennichi.or.jp/sp/	

2 農村社会での暮らし

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村で暮らすことを意味します。つまり、農村社会の一員となるわけですから、その実情を理解しておくことが大切です。

農村は、地域の人々同士の付き合いが都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは閉鎖的な社会と見られることもありますが、積極的に地域に溶け込んで地域の人たちと深く親しく付き合いおおうとする心構えが必要です。農業にかかわらず、なんでも相談できる人をつくっておくことが大切です。

また、農村では、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など直接営農に関わるだけでなく、伝統行事や慣習などに参加・協力することも求められます。

そういった行事などに積極的に参加し、情報交換を重ねていくことで農村社会にうまく溶け込むことができます。

Action 3 技術や 経営ノウハウの習得

始めたい農業のイメージが決まったら、徐々に技術や経営管理のやり方を身に付けていく必要があります。農業技術や経営のノウハウを習得するための主な研修には、次のようなものがあります。

※次の各事業は、令和4年3月時点の情報を基に令和4年度に実施する内容をまとめたものです。次年度以降も実施することが確定しているものではありません。

1

農業体験・就農準備

農業とはどういうものか、実際に体験し、「農業という職が自分に合っているかどうか」を見極めるための農業体験研修です。農業経験が全くない人、やりたい農業のイメージがまだ具体的でない人を対象としています。

■青天農場

県では、農作業未経験者が農作業を学べる「青天（せいてん）農場」を県内に設置し、希望者は講師（農業者）から半日（1時間以上）～2日程度実技指導を受けられます。
※受講料無料。農場までは各自移動。作業の詳細や研修先は、県民局と相談。希望者は最寄りの地域県民局地域農林水産部へお問い合わせください（P40）

■全国の農業体験研修

全国新規就農相談センターでは、仕事として農業を始めたいが農業経験が全くないという方のために、日本農業実践学園（茨城県水戸市）において、チャレンジ・ザ農業体験・研修を実施しています。
短期農業体験コース（3日間・5日間）、中期農業研修コース（1か月）、農業実践コース（3か月）があります。
●詳しくは、日本農業実践学園（TEL 029-259-2002）にお問い合わせください。

このほかにも、次のように、農業で働きたい人を応援する仕組みがあります。
詳しいことについては、それぞれの機関にお問い合わせください。

■青森県農業労働力求人マッチングサイト

「青森県JA農業労働力支援センター」（青森県農業協同組合中央会）では、農業の労働力不足の現状を踏まえ、農作業をしたい人と、労働力がほしい生産者をマッチングするため、県民への求人情報のワンストップサービスを目的としたホームページ「青森県農業労働力求人マッチングサイト」を開設しています。

ホームページで勤務地や品目などを検索し、応募したい求人に申込みができます。

詳しくは、[青森県農業労働力求人マッチングサイト](#)



また、ホームページ以外にも、下記JA等で相談を受け付けています。

■無料職業紹介事業を実施する県内JA等

- ・JA青森（浪岡支店） TEL 0172-62-4111
- ・JAつがるにしぎた（営農課） TEL 0173-23-5084
- ・JAごしょつがる（指導課） TEL 0173-27-3303
- ・JAつがる弘前（農業振興課） TEL 0172-82-1052
- ・JA相馬村（農業振興課） TEL 0172-84-3215
- ・JA津軽みらい（営農課） TEL 0172-40-2280
- ・JA十和田おいらせ（農業総合支援室） TEL 0176-23-0315
- ・JAゆうき青森（営農指導課） TEL 0175-72-1413
- ・JAおいらせ（本店指導課） TEL 0176-54-2212
- ・JA八戸（営農企画課） TEL 0178-61-6339
- ・青森県JA農業労働力支援センター TEL 017-729-8762

県内には、基礎から応用まで体系的・総合的に知識や技術を学ぶことのできる「青森県営農高等学校」があるほか、市町村でも研修できる農場を設けているところもあります。

■青森県営農高等学校

〒039-2598

青森県上北郡七戸町字大沢 48-8

TEL 0176-62-3111

FAX 0176-62-3986

地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人材の養成を目的とする2年制の学校です。

・対象者：高校(中等教育学校含む)卒業以上
又は卒業見込み

・定員：50名

・教育課程：畑作園芸・果樹・畜産

・特色：卒業生は、「短大2卒」と同等の学歴と「専門士(農業専門課程)」の称号が与えられる

・経費：授業料118,800円/年 寮使用料 男子寮 4,570円/月
女子寮 3,160円/月 諸経費 約32~83万円/年
諸経費は食費・寮光熱水費等を含む

あおり農力向上シャトル研修(シャトルコース)

新規就農に必要な農業知識・技術を習得するための実践研修です。

・対象者：研修終了後、確実に本県での就農が見込まれる新規就農希望者かつ就農予定時の年齢が50歳未満の者

・定員：概ね5名以内

・研修期間：5月~2月までの10か月間

・研修内容：就農希望地域での農家研修を行いながら、営農大学校での講義や各種研修へ参加し、実践的な農業知識・技術・資格を習得

・経費：①農家研修に要する経費、資格取得費などの諸経費は自己負担
②営農大学校での講義や各種研修の受講料は無料

<青森県営農高等学校の魅力を紹介！>

☆ 農業に関する最先端の技術を習得できる！

スマート農業やICTに関する専門知識を持つ講師から、技術の概要や活用法について学習できます。

☆ 6次産業化についても学習できる！

各教育課程から、6次産業化コースの専攻が可能となっています。

6次産業化コースでは、農畜産物の加工・流通・販売に関する知識や技術を身につけることができます。

☆ 快適な寮生活！

令和3年度までに寮や生活棟の大規模な改修工事が行われ、男子寮は個室になりました。

また、令和3年度には、男子寮・女子寮の各部屋にエアコンが設置されました。

☆ 奨学金・修学資金制度が利用可能！

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」(授業料減免と給付型奨学金)の対象校となっているほか、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や農業次世代人材投資資金(準備型)が利用可能です。(各制度とも、個別に要件の確認が必要となります。)

☆ 多くの資格・免許の取得が可能！

在学中に、大型特殊自動車免許(農耕用)、けん引免許(農耕用)、家畜人工受精師(畜産課程対象)、食品衛生責任者(6次産業化コース対象)、日商簿記検定(3級)などの取得機会があります。

☆ 就職に強い！

過去5年間(平成28年度~令和2年度)の卒業後の進路は、親元就農が24%、雇用就農が13%、農協・農業関連企業への就職が50%となっています。近年は、非農家出身者の雇用就農が増加しています。

※ 興味のある方は、ぜひ、青森県営農高等学校のホームページを御確認ください。
毎年、オープンキャンパスも開催しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/einodai/top_page.html



3

農家や農業法人での実践的研修

先進的な農家や農業法人での実践を通じて、技術や経営のノウハウを学ぶこともできます。また、就農希望地で研修を行うことで、地域の人々と信頼関係を育むことができます。つまり、円滑な就農に向けた助走期間にもなるわけです。県及び関係機関では、研修生の希望に添う形で受入先の農家や農業法人を紹介しています。

<p>■新規就農者育成 総合対策事業の うち就農準備 資金</p>	<p>県が認める営農大学校や市町村・公社等で研修を受ける者に対して、資金を交付します。 支 援 額：年間最大150万円、最長2年間 補 助 率：10/10 交付対象：就農予定時49歳以下 ※その他の詳しい要件は(公社)あおもり農業支援センター(P40)にお問い合わせください。</p>
<p>■農業研修生 海外派遣事業</p>	<p>(公社)国際農業者交流協会(略称JAEC、TEL 03-5703-0252)では、海外農業先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得することで、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に、世界各国での海外農業研修を実施しています。 応 募 資 格：①年齢概ね18歳～30歳、②高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者 など 研修コース：アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ(デンマーク、ドイツ、スイス、オランダ)など 研 修 期 間：3か月～18か月 研 修 経 費：参加申込金30万円、研修費85万円から118万円(コース、期間により変動)、その他必要な費用</p> <p>○農業人材力強化総合支援事業(農業教育高度化事業) ①農林水産省の補助事業 ②研修生1人当たり60万円又は研修費総額1/2のいずれか低い額を支援</p> <p>※本事業の詳細は、JAECへ御確認ください。</p>
<p>■UIJターン還流 促進交通費 助成</p>	<p>青森県内で就職活動等を行う際の交通費を助成します。 対 象：県外在住の方 助 成 額：①開催場所までの交通費の2分の1に相当する額(上限17,000円) ②宿泊費の2分の1に相当する額(上限5,000円)※県内に実家のない方のみ対象 助成回数：1人につき1回限り。</p> <p>■助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内で開催される企業説明会に参加する場合 ②県内で実施される採用試験又は面接を受ける場合 ③県内で実施されるインターンシップに参加する場合 <p>■申請先／青森県UIJターン還流促進交通費助成事業事務局</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>詳しくは下記ホームページを御覧ください。</p> <p>青森県庁HP https://www.pref.aomori.lg.jp/ 青森県UIJターン交通費 <input type="text" value="検索"/></p> </div> 

Action 4 青年等就農計画の作成

どんな作物をつくるのか、いつどこで技術を習得するのか、資金をどうするのか、販売先をどうするのかなど、営農開始に向けた具体的な計画である「青年等就農計画」を作成します。

計画を作成する際、就農の初期段階は、経営開始に多額の経費がかかることや技術がまだ十分でないことから、一般的な農家の収量や販売単価をそのまま使うのではなく、現実的な数値でゆとりのある計画を作成することが大切です。加えて、販売先を確保しておくことも重要です。青年等就農計画の記入イメージと、それを作成するための積算項目を参考に計画を作成してみましょう。

また、就農計画を作成する際には、併せて今後必要となる生活費などについても十二分に検討し、長期的な生活設計を立てることが必要です。

なお、計画の詳細や作成方法などについては、就農先の市町村（P41）、各地域県民局地域農林水産部、県構造政策課（P40）にお問い合わせください。

青年等就農計画とは…

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

1 就農計画の認定を受け、「認定新規就農者」に

各市町村では、就農希望者が作成した青年等就農計画を審査し、その計画が適切なものと認められる場合、認定しています。

認定された青年等就農計画の作成者を「認定新規就農者」と言います。

認定新規就農者となれるのは、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- 1 青年（原則18歳以上45歳未満）
- 2 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- 3 上記の者が役員の過半数を占める法人

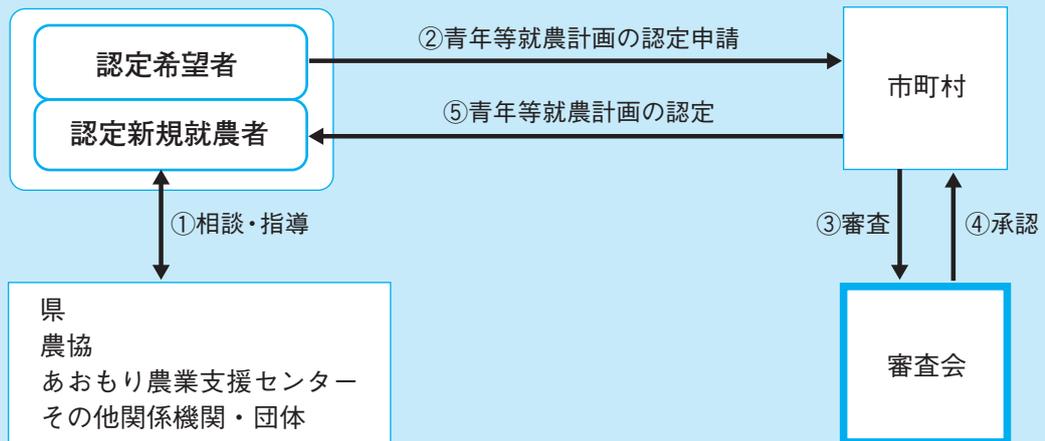
※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。

※認定農業者は含みません。

■認定新規就農者のメリット

- 営農開始に必要な機械の購入や施設の整備などの資金として、「青年等就農資金」を借りることができる対象者となります。
- 下記の各種制度を活用することができる対象者となります。
 - 新規就農者育成総合対策
 - 経営所得安定対策
 - 認定新規就農者への農地集積の促進
 - 農業経営基盤強化準備金制度の活用 等
- 就農後、各地域県民局地域農林水産部、市町村の支援を受けられます。

青年等就農計画の申請から認定までの手続



※青年等就農計画は、就農予定の市町村に提出してください。要件等の確認がありますので、申請様式の作成前に必ず市町村等に御相談ください。

2 次のステップとして「認定農業者」に

認定新規就農者制度と併せて、農業者を支援していく制度の一つに「認定農業者制度」があります。

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業で頑張っていこうとする農業者が立てた計画を市町村等が認定し、その計画の実現に向けた取組を、関係機関・団体が連携して支援していこうとする制度です。

認定されると次のような支援が受けられるほか、各種事業の対象者となりますので、詳細は就農先の市町村にお問い合わせください。

- スーパーL資金など制度資金の融資
- 農地の利用集積や規模拡大についての支援
- 農業経営基盤強化準備金制度の対象
- 経営改善に関する情報の提供

青年等就農計画認定申請書

〇〇年 〇月 〇日

〇〇市町村長 殿

申請者住所 〇県〇市〇丁目〇〇
 氏名<名称・代表者> 農林 太郎
 昭和・平成〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画							
就農地	〇〇市		農業経営開始日	〇年 〇月 〇日			
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 { <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 月 日 }						
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)	露地野菜						
将来の農業 経営の構想	(例) 農業技術の向上、機械化、規模拡大等により、たまねぎ、メロン…の複合経営で地域の認定農業者の8割程度の所得水準を目指す。						
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)						
			現状		目標(〇年)		
	年間農業所得	2,000千円		4,000千円			
年間労働時間	2,000時間		1,800時間				
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	現状			目標(〇年)		
		作付面積	飼養頭数	生産量	作付面積	飼養頭数	生産量
	たまねぎ	40a		15,600kg	80a		31,200kg
	メロン	0a		0kg	20a		4,500kg
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
	経営面積合計	〇〇		〇〇		〇〇	
	区分	地目	所在地(市町村名)	現状		目標(〇年)	
	所有地	畑	〇市△地区	20a		40a	
借入地	畑	〇市△地区	20a		80a		
特定作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
—	—	—	—	—	—		
作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
			—	—	—	—	
	単純計 換算後			—		—	
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標(年)		
	—	—	—		—		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標(〇年)		
トラクター	26馬力 1台		26馬力 1台				
管理機	1台		2台				
⋮	⋮		⋮				
⋮	⋮		⋮				
経営管理に関する目標		(例) 青色申告の実施、PC活用による経理					

農業従事の態様等に関する目標		(例)月に○日程度を休日とする							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	
	トラクター導入 管理機導入 ⋮	26馬力 1台 1台 ⋮		○年○月 ○年○月 ⋮		3,500千円 600千円 ⋮		青年等就農資金 青年等就農資金 ⋮	
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあっては 役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては役職)		現状		見通し		
				担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)		
	農林 太郎	39	代表者		全般	250	全般	225	
農林 花子	36	妻		農作業補助、経理	250	農作業補助、経理	225		
雇用者	常時雇(年間)		実人数	現状	0人	見通し	0人		
	臨時雇(年間)		実人数	現状	0人	見通し	5人		
			延べ人数	現状	0人	見通し	75人		

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

経 歴	
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識 及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

(参考)技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	〇〇県農業大学校	〇〇市	野菜栽培
	研修等期間	〇〇年 〇月 ~ 〇〇年 〇月	
	研修内容等	<ul style="list-style-type: none"> 野菜栽培技術等の実習 教養科目及び農業筆記等の経営管理に関する講義受講 等 	
活用した補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 農業次世代人材投資事業(準備型) 〇〇県農業研修事業 		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

(参考)	認定市町村名	認定年月日	備考
他市町村の認定状況			

3

農業保険制度

農業保険は、農業経営の安定を図るため、国が掛金や保険料の半分を負担して実施している保険制度であり、すべての農業者を対象に自然災害の損失を補償する「農業共済」と、青色申告を行っている農業者を対象に農産物の販売収入の減少を補償する「農業経営収入保険」があります。

○農業経営収入保険

区 分	内 容
対 象 者	青色申告を行っている農業者（個人・法人）
補償内容	原則すべての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償
補てんの仕 組 み	保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てん

- ※1 加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できますが、青色申告実績の年数により、選択できる補償限度額の上限が異なります。
- ※2 農業経営収入保険の新規加入申請期限は個人の場合12月末です。その際に青色申告実績が1年分必要ですので、新規就農者が加入できるのは就農3年目からになります。(就農した年の3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出し、就農2年目の12月に加入申請した場合)
- ※3 野菜価格安定制度など国が実施する類似制度については、どちらかを選択して加入しますが、最初の2年間に限り、農業経営収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができます。

「農業経営収入保険」の詳しい内容と「農業共済」については、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

■NOSAI青森 青森県農業共済組合

- (本 所) 〒030-0802 青 森 市 本 町 5 - 5 - 21 TEL017-775-1161
- (津 軽 支 所) 〒037-0011 五所川原市大字金山字竹崎 203-4 TEL0173-33-1513
- (ひろさき支所) 〒036-8111 弘 前 市 大 字 門 外 字 村 井 262 TEL0172-28-5700
- (南 部 支 所) 〒034-0001 十和田市大字三本木字里ノ沢 1-47 TEL0176-22-8101

4

労災保険（農業者のための特別加入制度）

労災保険は、本来、労働者の業務又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。

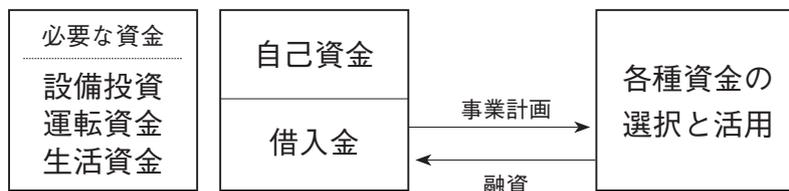
なお、詳しい内容は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

Action 5 資金の確保

新規に就農する場合には、農地や機械の購入・施設の整備など設備投資に必要な資金、種苗・肥料・農薬の代金など営農のために必要な運転資金、さらに、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。平成28年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、農家出身でない人が就農1年目の営農にかかった金額は、平均約569万円となっています。

資金を活用する場合は、次のことに留意しながら資金の特徴を十分に見極め、自分の経営に適した資金を選ぶことが大切です。

※次の各資金は、令和4年3月時点の情報を基に令和3年度に実施する内容をまとめたものです。次年度以降も実施することが確定しているものではありません。



1 資金活用の手順

①適正な事業計画の作成	資金を活用する場合には、まず、適正な事業計画を作成することが必要となります。その上で、その計画を達成するために必要となる農地・農機具・施設などを取得するに当たって自己資金が不足している場合に、必要最低限の資金を借り入れることを検討します。
②資金の選択	資金には、農協などの融資機関が独自で貸し付ける資金と、国や県などが利子補給や貸付原資の提供を行い比較的 low 利や無利子で貸し付ける制度資金があります。制度資金については、国や県などが利子補給等していることから借入者の要件等の制約がありますので、それぞれの事業計画に合った資金を活用することが重要です。 また、低利と言えども返済が長期にわたる場合には、利子負担が生じますので、自身の収支計画等を考えながら適切な借入額、償還期間などを融資機関に相談しながら設定してください。
③融資額	自身の担保能力などにもよりますが、資金はそれぞれ借入れできる最高金額(限度額)が決まっているほか、融資率(例えば事業費の8割以内)が決まっているものもあります。
④借入れの要件	制度資金を借り入れるためには、各資金で定められている要件に適合することが条件となることから、事前に資金利用計画等に対する行政機関等の承認が必要となります。 一例として、青年等就農資金では、青年等就農計画の認定が必須条件となっていますので、資金を借入れする前に計画を作成し、市町村長の認定を受けることが必要となります。 また、借入者の農協組合員資格や補償のための担保、連帯保証人を求められる場合がありますので、利用予定の金融機関と十分な打合せが必要となります。 詳しくは、(株)日本政策金融公庫、市町村、農協、地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)にお問い合わせください。

2

資金計画を立てるに当たって

資金計画を立てる際は、次のような手順で考えていくことが必要です。

1

まず、どのような農業経営を目指すのか、作目や規模、目標とする農業所得などを頭の中に描いてください。

2

そして、就農予定先の農業者の話を聞いてみます。

- ・どの程度の機械、施設が必要か、購入額はどの程度か
- ・大まかな収入や支出、農業所得はどの程度か
- ・農産物の販売や農業資材の購入方法、販売に必要な経費はどの程度か
- ・労働の様子や最も忙しい時期はいつか
- ・どんなことに苦労しているか

3

その上で、就農予定先の地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）や^{（株）}日本政策金融公庫、農協の担当者などから指導を受け、具体的な資金計画を策定します。

4

計画を実現可能なものとするためには、次のことに注意することが必要です。

◇農業経営の内容について

- ・計画が実現可能な農業労働力を確保できるのか。
- ・地域の標準的な経営規模、資本装備と比べ過大にならないように注意すること。
- ・農地、施設、農業機械などの所有状況を踏まえ、将来の目標を定めること。
- ・農産物の販売方法、農業資材の購入方法についても検討すること。

◇資金の選択について

- ・自分の経営に最も適した資金を選ぶこと。各種の制度資金の組合せや補助事業の活用も検討してみる。補助事業によっては補助金に対する制度資金の活用も可能です。
- ・一般的には長期低利資金は有利ですが、返済期間は長いほど良いというものでもなく、資金繰りを考えて適切な返済期間を検討すること。
- ・通常の返済期間は、融資を受けた施設などの耐用年数に合わせたものとする。
- ・制度資金の返済期間には、据置期間がある場合が多いので、経営が軌道に乗る時期や収支計画、資金繰りを十分念頭におき、据置期間を有効に活用すること。

◇収支計画について

- ・農業は自然相手の仕事です。災害や農産物価格の暴落など予期し得ない状況になることも考えられるので、余裕を持った収支計画を立てること。
- ・労働力の検討は十分に行うこと。特に人を雇う場合は、その労賃で収支計画が大幅に狂うことが多々あります。

◇資金運用について

- ・災害や機械の故障、農業以外の出費などを念頭におき、余裕のある資金運用に心掛けること。
- ・融資を受けるため、家計費を圧縮した計画を立て、後で苦しむといったケースもみられるので注意すること。特に子供の進学などを考えておくこと。

◇負債の状況を明確に

- ・現在の借入金や農業以外の負債も把握しておくこと。

3

資金調達に当たって必要なこと

資金の借入れ等、資金調達のためには、いろいろなことが必要となります。

①保証人や担保の確保について

制度資金を活用する場合には、連帯保証人あるいは担保が必要となることがありますが、新規就農者がこれらに対応することは大変であるという声がよく聞かれます。

特に、県外出身の方の場合は、就農地に知り合いが少ないことや担保に供する財産が少ないことなどが想定されますので、就農先の市町村や農協、研修でお世話になった先進農業者などに相談するとともに、自らが農協部会活動や地域の交流活動などに積極的に参加して、仲間づくりに努めながら、地元の信用を得ていくことが何より大切になります。

（※ 青年等就農資金は、実質的な無担保・無保証人制度となっています。
担 保：原則として、融資対象物件のみ
保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ）

②農業信用基金協会による債務保証について

保証人や担保の不足などにより資金調達が難しい場合に、一定の保証料を支払うことで「農業信用基金協会」の保証を受けることができます。本人が返済できなくなった場合に基金協会が代わって融資機関に返済しますが、基金協会には本人に対して返済を請求する権利（求償権）が発生します。

③家族経営協定について

家族経営協定とは、家族それぞれが自主的に農業経営に参画し、生きがいをもって働いている環境をつくるために作業の分担、労働に対する報酬など、協定書という形で文書にするものです。

経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている家族経営協定を締結している農業者は、農業近代化資金・経営体育成強化資金の貸付対象者となります。

なお、家族経営協定の詳細については、就農先の地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）にお問い合わせください。

4

新規就農のための主な制度資金

①青年等就農資金

貸付主体	(株)日本政策金融公庫	
貸付対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	
資金使途	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ※ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る	
	施設・機械	農業生産用の施設・機械、農産物の処理加工施設、販売施設
	果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費
	借地料などの一括支払い	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。 ※農地の取得費用は対象となりません。
	その他の経営費	経営開始に伴って必要となる資材費等
融資条件	返済期間	17年以内(うち据置期間5年以内)
	融資限度額	3,700万円(特認1億円 ※所定の要件を満たす場合)
	利率(年)	無利子(借入れの全期間にわたり無利子)
	担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資主体型補助事業は対象となります。 ・審査の結果により、御希望に添えない場合があります。 ・上記以外にも資金を御利用いただくための要件等があります。詳しくは、(株)日本政策金融公庫(青森支店 017-777-4211)までお問い合わせください。 	

★制度資金のほかに、令和4年度から国の「新規就農者育成総合対策」が創設されています。(P31)

Action 6 農地の取得

農業を始めるには農地が必要です。農地を買ったり借りたりする場合には、「農地法」や「農業経営基盤強化促進法」など各種の法律等による様々な決まりがあります。このため、正しい手順を踏んでいくことが必要であり、その土地の権利関係を法務局にある土地登記簿によって調べておくことも大切です。

また、農地の土壌条件などは作物の適性と密接に関係しますので、事前に現地を確認することも重要です。

売買、貸借可能な農地の情報については、青森県農地中間管理機構((公社)あおもり農業支援センター)や就農を希望する市町村の農林担当課、農業委員会にお問い合わせください。

<農地の貸借等に係る各種制度>

根拠法令	事業名	取引区分		内容	相談先
		貸借	売買		
農地中間管理事業の推進に関する法律	農地中間管理事業	○	—	農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける。	農地中間管理機構 (公社)あおもり農業支援センター 又は市町村農林担当課
農業経営基盤強化促進法	農地売買等事業	—	○	農地中間管理機構が、離農者や規模縮小農家から農地を買入れ、担い手に売り渡す。	〃
	利用権設定等促進事業	○	○	市町村が、農地集約のために、農業者の意向をまとめた計画を作成し、その計画を元に売買や貸借を行う。	市町村農林担当課
農地法	—	○	○	農地の所有者と連署で、許可申請書を農業委員会に提出し、許可を受けることにより、売買や貸借を行う。	市町村農業委員会

1

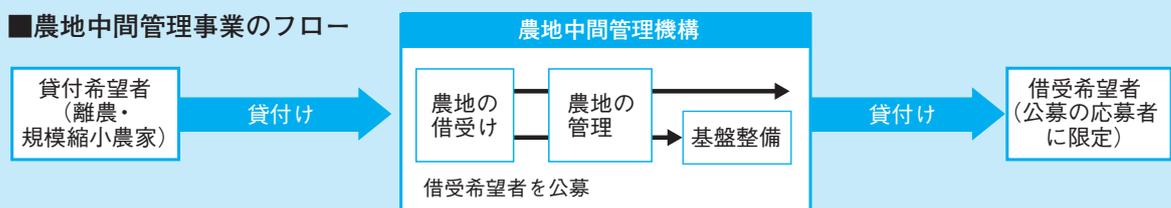
農地中間管理事業による農地の借受け

農地中間管理事業は、県の指定を受けた農地中間管理機構((公社)あおもり農業支援センター)が、地域内の農地を借り受け、管理し、必要な場合には基盤整備を行い、新規就農者を含む担い手農家(借受希望者)にまとまりのある形で貸し付ける事業です。

機構は、農地の借受希望者を公募し、機構に貸し付けようとする農地が出てきた場合、借受けして担い手等に貸付けします。(公募に応募しないと、機構を介して借受けできません。)

農地中間管理事業については、就農先の市町村の農林担当課又は(公社)あおもり農業支援センターに御相談ください。

■農地中間管理事業のフロー



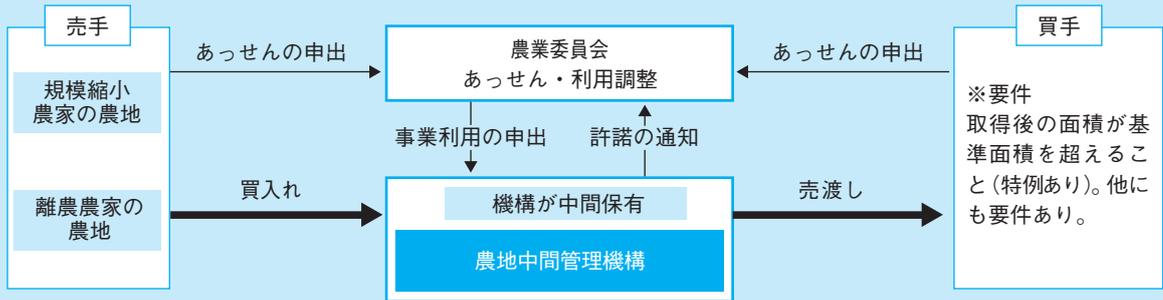
2

農業経営基盤強化促進法（農地売買等事業）による農地の取得

農地売買等事業は、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地中間管理機構（公社）あおり農業支援センター）が、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、当該農地を新規就農者を含む担い手農家に売渡す事業です。

農地売買等事業については、就農先の市町村農業委員会又は（公社）あおり農業支援センターに御相談ください。

■農地売買等事業の手続



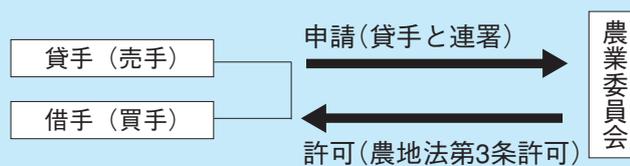
3

農地法による農地の取得等

農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、耕作者の地位の安定と食料の安定供給の確保を目的としています。

農地法によって農地を買い入れ又は借入れしようとする場合は、農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」をその農地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受ける手続をします。

■農地法の手続



■主な許可要件

- ①取得後（又は借入後）において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。
- ②農地の取得者（又は借入者）が農作業に常時従事すること。（年間150日以上）
- ③取得後（又は借入後）の経営面積が原則50a以上になること。（市町村によっては、50a未満でも許可となることがあります。）
- ④取得後（又は借入後）の事業内容等からみて、農地の集団化、農作業の効率化、周辺農地の総合的な利用に支障がないこと。

これら以外の許可要件もありますので、その農地のある市町村の農業委員会へ御確認ください。

4

農業経営基盤強化促進法(利用権設定等促進事業)による農地の取得等

農業経営基盤強化促進法は、経営感覚に優れ安定した経営を行う農業者を育成し、それらの農業者が農業生産の相当部分を担っていくことを目的として制定されました。

「利用権設定等促進事業」は、市町村が、新規就農者を含む地元の農業者の農地の賃借や売買の意向を取りまとめ、農地の利用集積を図るために必要な契約手続(農用地利用集積計画の作成と公告)を行い、この計画に従って、農地の賃借や売買を行う事業です。

利用権設定等促進事業については、就農先の市町村農林担当課に御相談ください。

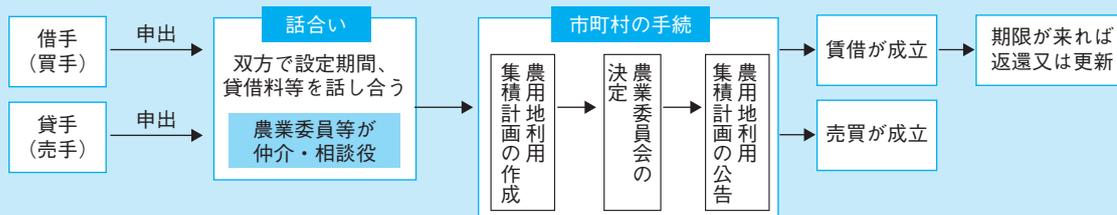
なお、申出の時期は市町村により異なりますので、直接御確認ください。(毎月1日又は特定の時期)

■主なメリット

所有者が
安心して貸せる

借手(買手)の主なメリット	貸手(売手)の主なメリット
<ul style="list-style-type: none"> ①農地法のような面積要件がない。 ②賃借の更新は、再手続により可能。 ③農用地区域にある農地を買い入れた場合は、不動産取得税の軽減など税金面での優遇措置が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①契約期限が到来すれば返還される。(更新は可能) ※農地法では、契約解除の手続をしないと、期限到来後も契約が自動更新されてしまいます。 ②農地を売った場合は、譲渡所得について800万円の特別控除が受けられる。

■利用権設定等促進事業による手続及び要件



農用地利用集積計画の要件

- 1 計画の内容が市町村基本構想に適合すること
- 2 利用権設定を受ける者の主な要件
 - ①農用地の全てを効率的に利用して耕作すること
 - ②農作業に常時従事すること
- 3 利用権の設定等をする土地について権利関係者全ての同意を得ていること
(ただし、20年を超えない利用権設定の場合、共有持分の2分の1を超える同意でよい)

Action 7 機械や施設等の取得

機械や施設は、全てを一度に揃えようとするれば多くの資金を必要とします。

当面は、必要最小限の農機具や施設を準備し、経営が軌道に乗り始めてから徐々に装備を充実していく方が堅実です。また、中古品やリースなどで対応するのも負担を軽減する一つの方法です。

就農時に必要な農業機械・施設等について

新規就農者にとって、機械・施設等の取得は大きな課題です。このページでは、就農時に必要な主な農業機械・施設等の参考価格を掲載していますので、就農する際の参考にしてください。

(参考「主要作目の技術・経営指標」)

※最新の価格については、購入する際、各販売先までお問い合わせください。

○施設野菜（ミニトマト、いちご等）

機械・施設名	参考価格 (千円)	備 考
パイプハウス(100坪)3棟	5,100	施工費、部材運搬費除く
トラクター(23ps)	2,327	
ロータリー(1.6m)	466	
揚水ポンプ(口径25mm、140L/分)	67	
動力噴霧機(4.7ps)	322	
液肥混入機(40mm)	107	
軽トラック	1,221	
畝立て機	360	いちごで使用
計	9,970	

○露地野菜（ながいも）

機械・施設名	参考価格 (千円)	備 考
トラクター(40ps)	5,812	
ロータリー(1.8m)	701	
コンベアトレンチャー(1条)	2,255	45~75PS微速
ブロードキャスター(300L)	309	
管理機(3.5ps)	216	
動力噴霧機(4.7ps)	322	
トラック(1t)	1,403	中古
軽トラック	1,221	
計	12,239	

○露地果樹（りんご）

機械・施設名	参考価格 (千円)	備 考
スピードスプレーヤー(1,000L)	9,563	自走式
チェーンソー(40cm)	103	
乗用型草刈機(15ps)	844	
管理機(8.5ps)	401	
トラック(1.5t)	2,096	中古
軽トラック	1,221	
運搬車(6ps)	930	
計	15,158	

新規就農者が活用可能な補助事業について（令和4年度）

<p>■新規就農者育成総合対策事業</p>	<p>経営発展支援事業 内 容：機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を補助します。 支 援 額：補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金(P32)と併用する場合は、上限500万円 補 助 率：3/4 交付対象：認定新規就農者(就農時49歳以下)</p>
<p>■農地利用効率化等支援交付金</p>	<p>内 容：人・農地プランに位置付けられた認定農業者や認定新規就農者等が、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入する場合に助成します。 補 助 率：融資残額のうち事業費の3/10以内等 交付対象：人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者等</p>
<p>■野菜等産地力強化支援事業 (就農開始時、就農後)</p>	<p>内 容：野菜等産地の収益性向上を図るため、省力化に必要な機械等の導入やパイプハウスの整備に要する経費を助成します。 対象品目：野菜・花きが対象ですが、品目は限定されています。 補 助 率：事業費(税抜)の1/4以内 ※パイプハウスについては、別途上限単価を設定します。 交付対象：認定新規就農者等 ※面積要件あり</p>

※詳しくは、お近くの地域県民局地域農林水産部(P40)へ御相談ください。

就農後の地域定着に向けた支援

青森県では、就農後も県の地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)の職員や農業協同組合の営農指導員のほか、地域の先進農家などの農業者から、栽培技術等についてのサポートを受けられるよう、体制を整備しています。

1

県の支援制度について

■あおり新農業人サポート事業

○非農家出身者再チャレンジ支援事業

事業内容：農業次世代人材投資事業等の支援を受けている就農3～6年目の非農家出身の新規就農者に対し、経営改善に向けた取組を補助事業により支援します。

補助率等：1/2以内、上限1,000千円、10人/年

○メンター制度

事業内容：経営開始10年前後で優れた経営を実践している非農家出身者をメンター(助言者)として登録・派遣し、課題を抱える新規就農者に実践的なアドバイスを行います。

対象者：非農家出身の新規就農者

相談窓口：各地域県民局地域農林水産部(P40)

○若手農業トップランナー塾

事業内容：柔軟な発想と大胆な行動力、経営管理力やマーケティング力を持って、本県農業の新たなステージを切り開き、果敢に農業にチャレンジする「若手農業トップランナー」を育成するため、「若手農業トップランナー塾」を開講し、塾生の資質向上やネットワークづくりを支援します。

対象者：公募による塾生20名程度

募集期間：4月上旬～5月上旬

実施内容：①経営やマーケティング等をテーマとした基礎セミナー

②塾生が希望する県外の農業法人、研究機関等への視察研修

③全国規模の商談会への出展等

申込先：各地域県民局地域農林水産部(P40)

■農業経営者サポート事業
(青森県農業経営・就農支援センター)

事業内容：各経営体が抱える農業経営上の課題を把握した上で、先進農業者(農業法人、農業経営士等)のほか、税理士や中小企業診断士等専門家を派遣することにより、その課題解決に向けた伴走支援を行います。

実施内容：①新規就農者と経営相談を行った上で、予め登録した専門家による経営診断を実施
②登録専門家による個別指導
③経営改善に向けた相談会、研修会の開催

相談窓口：各地域県民局地域農林水産部(P40)

経 費：無料

■あおり農力向上
シャトル研修
(リカレントコース)

事業内容：リカレント(学び直し)教育の一環として、営農大学校での講義や各種研修へ参加し、実践的な農業知識・技術・資格を習得

対 象 者：既に農家等で研修中の就農希望者、新規就農者(就農後概ね5年以内)

研修期間：5月～2月までの10か月間

定 員：概ね15名以内

経 費：①資格取得費などの諸経費は自己負担
②営農大学校での講義や各種研修の受講料は無料

申 込 先：青森県営農大学校 TEL 0176-62-3111

■新規就農者定着推進事業

事業内容：各地域農林水産部による栽培技術の習熟度に応じた支援

①普及指導員がマンツーマンで指導する専門コース研修

②外部講師を招いての集合研修

対 象：新規就農者等

問合せ先：各地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)

2 4Hクラブ(農村青少年クラブ)

4Hクラブは、自分の目指す農業経営に必要な知識や技術の習得及び調査研究、地域農業を担う仲間との交流を目的に組織されており、県内には11地区116名(R3.12月時点)の20代～30代を中心とした若手農業者がクラブ員として活動しています。4Hとは、Hands(腕)、Head(頭)、Heart(心)、Health(健康)の4つの頭文字に由来し、農業の実践を通じて自らを磨くとともに、互いに力を合わせて、よりよい農村、よりよい日本を創ることを意味しています。

就農後は、是非地域の仲間づくりのためにもクラブ活動に参加されることをお勧めします。

参考

●青森県の主な作目の収益一覧

就農当初の販売量、粗収益等は6割程度を目安としてください。

(10アール、頭当たり)

作目		販売量 (kg)	単価 (円/kg、本)	粗収益 (円)	経費 (円)	所得 (円)	労働時間 (時間)
水稲・畑作	水稲 (3ha規模)	600	196	117,300	97,054	20,246	30
	水稲 (3ha規模特別栽培)	540	235	126,684	100,364	26,320	31
	小麦 (20ha規模)	400	17	83,933	42,419	41,514	3
	大豆 (20ha規模)	285	103	119,740	42,700	77,040	4
野菜	ながいも	2,880	221	636,480	436,228	200,252	148
	にんにく	1,170	1,070	1,251,900	646,197	605,703	218
	ごぼう	2,340	144	336,960	299,694	37,266	48
	だいこん (夏)	6,000	67	402,000	359,124	42,876	61
	にんじん (春夏)	3,800	137	520,600	396,516	124,084	58
	ばれいしょ	3,440	110	378,400	265,881	112,519	47
	こかぶ	4,500	180	810,000	399,533	410,467	210
	ねぎ (露地)	3,750	220	825,000	644,997	180,003	242
	ねぎ (ハウス)	7,200	341	2,455,200	2,045,984	409,216	853
	メロン (普通栽培)	2,250	264	594,000	440,802	153,198	151
	トマト (夏秋) (ハウス)	9,000	281	2,529,000	1,845,673	683,327	713
	ミニトマト (ハウス)	7,200	707	5,090,400	2,016,387	3,074,013	1,161
	ほうれんそう (年4回)	5,400	482	2,602,800	1,309,026	1,293,774	728
	いちご	4,500	942	4,239,000	1,932,273	2,306,727	1,637
	いちご (夏秋)	2,500	1,168	2,920,000	2,428,314	491,686	2,090
アスパラガス (3年目以降)	450	945	425,250	255,424	169,826	194	
果樹	りんご (ふじ・無袋・わい化)	3,420	246	841,320	547,626	293,694	199
	おうとう (佐藤錦)	680	1,553	1,056,040	550,666	505,374	308
	西洋なし (ゼネラル・レクラーク)	2,125	147	312,375	273,818	38,557	234
	ぶどう (スチューベン、露地)	1,800	315	567,000	394,461	172,539	205
花き	夏秋ギク	40,000本	63	2,520,000	1,427,015	1,092,985	963
	バラ (土耕2年目以降)	105,000本	78	8,190,000	6,481,043	1,708,957	2,400
	デルフィニウム	25,000本	114	2,850,000	1,615,703	1,234,297	1,003
	カーネーション	100,000本	38	3,800,000	2,979,724	820,276	1,638
	宿根カスミソウ	13,500本	131	1,768,500	1,425,231	343,269	640
	トルコギキョウ	30,000本	131	3,930,000	1,468,085	2,461,915	1,024
畜産	酪農 (経産牛40頭規模)			878,973	692,607	186,366	123
	和牛繁殖 (成牛20頭規模)			426,406	275,287	151,119	66

資料：平成27年度「主要作目の技術・経営指標」

参考

●農業で使われる単位

1町 (ちょう) = 3,000坪 ≒ 100a = 1ha = 10,000 m²
 1反 (たん) = 300坪 ≒ 10a = 1,000 m²
 1畝 (せ) = 30坪 ≒ 1a = 100 m²
 1坪 (つぼ) ≒ 3.3 m²

就農を支援する組織など

就職相談、技術の習得、資金の確保、農地の取得など就農に必要なことについて、次のようなサポート組織があります。

分からないことは独自に判断することなく、よく相談しながら就農の準備を進めるようにしてください。

1

地域担い手育成総合支援協議会（市町村）

市町村に事務局があり、担い手の経営改善支援や担い手の育成及び確保に向けた取組を行っています。国等の事業の実施主体にもなりますので、あらかじめ相談することをお勧めします。

※市町村によっては、地域農業再生協議会等が実施しています。

2

農業委員会

市町村役場の中に農業委員会があります。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行き、手続する必要がありますので、あらかじめ相談することをお勧めします。

※市町村によっては、独自の新規就農対策を実施している場合があります。(P32～37)

3

農業協同組合（農協：JA）

市町村には農協やその支所があり、農業経営や農村で生活する上で、重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

農協には、農業全般についての事業をする総合農協と作目(家畜等)別の専門農協があります。

農業者の大部分が加入しているのは総合農協で、通常農協という場合はこの総合農協を言います。

農協は、組合員を相手に農業資材・生活物資の販売、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸出し、貯金の引受け、生命共済、営農指導など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合は、農協が主な窓口となっています。制度資金では賄えない営農資金なども農協が貸してくれます。

4

地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）

県内6か所に設置されている県の地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)では、担当職員が地域を巡回し、直接、農業者などに対して技術や経営方法についての指導を行うなど、農業や農村の振興に向けた多面的な活動を展開しています。

また、新規就農希望者に対して、就農に関連する情報の提供、研修先の紹介、就農計画の作成指導、制度資金の活用に向けた相談などに応じています。

就農した後も、講座や個別の指導を通じ、また、地元の農協や先進的な農家などと連携しながら、新規就農者の農業経営が早期に軌道に乗るよう支援活動を行っています。

5

公益社団法人 あおもり農業支援センター

公益社団法人あおもり農業支援センターは、新たに就農しようという方への支援や担い手農業者への農用地の利用集積や畜産関係の施設整備等を行っている公益法人です。

新規就農者に対する支援策の一つである、農業次世代人材投資事業(準備型)の交付主体となっています。

また、無料職業紹介所として農業法人等の求人紹介、各市町村の地域担い手育成総合支援協議会と連携して就農関連情報の提供や就農相談活動を実施しているほか、農地中間管理機構として、農地の貸借や売買に関する農業者への支援も、各市町村の農業委員会と協力して行っています。

■ (公社) あおもり農業支援センター

〒030-0801 青森市新町 2-4-1 TEL. 017-773-3131 FAX. 017-734-1738

<http://aomori-nogyoshien.jp/>



6

農業経営士、青年農業士

農業経営士とは、地域農業のリーダーとして指導的役割を果たしてもらうため、県が認定している農業者(おおむね40歳以上)です。(R3.4月現在 124名)

農業経営士は、新規就農者等の研修を積極的に受け入れ、いわゆる農業における里親として担い手育成に関する助言指導などのサポートをする役割を担っています。

また、青年農業士とは、地域農業における若きリーダー役として農業経営士らと連携して地域の若手農業者の指導者として活動してもらうため、県が認定している農業者(25歳~45歳)です。(R4.3月現在 181名)

いずれも、新規就農者のよき師匠と成り得る心強い味方です。積極的に相談し、地域との関係を築いていきましょう。

新規就農者育成総合対策について

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新たに農業経営を開始する者及び研修を受ける者に対する資金の交付や機械・施設等の導入等を補助するとともに、新規就農者への実践研修を行う協議会等を支援します。

1 経営発展支援事業

- 内 容：機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を補助します。
- 支 援 額：補助対象事業費上限1,000万円
※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円
- 補 助 率：3/4
- 交付対象：認定新規就農者(就農時49歳以下)

2 経営開始資金

- 内 容：新たに農業経営を開始する者に対して、資金を交付します。
- 支 援 額：年間最大150万円、最長3年間
- 補 助 率：10/10
- 交付対象：認定新規就農者(就農時49歳以下)

3 就農準備資金(研修期間中)

- 内 容：県が認める営農大学校や市町村・公社等で研修を受ける者に対して、資金を交付します。
- 支 援 額：年間最大150万円、最長2年間
- 補 助 率：10/10
- 交付対象：就農予定時49歳以下
※その他の詳しい要件は、(公社)あおもり農業支援センター(P40)にお問い合わせください。

4 サポート体制構築事業

- 内 容：協議会や農業団体が行う研修農場の整備、就農相談員の設置、新規就農者に対する技術指導を支援します。
- 補 助 率：1/2
- 交付対象：協議会、農業団体等

経営継承・発展支援事業について

- 内 容：地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に要する経費を市町村と一体となって国が支援します。
- 支 援 額：上限100万円
- 補 助 率：10/10
※市町村が事業費の1/2(上限50万円)を負担する場合、国1/2補助
- 交付対象：中心経営体等である先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者など先代事業者との関係は問わない)であって、以下等の要件を満たした者
 - ①経営発展計画を策定している
 - ②後継者の名義で税務申告等を行っている
 - ③青色申告者である
 - ④家族経営協定を締結している(後継者が家族農業経営の場合)等

その他、各事業の詳しい要件については、構造政策課、最寄りの農業普及振興室もしくは市町村担当課(P40～41)までお問い合わせください。

●市町村の支援(令和4年度)

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
青森市 蓬田村・外ヶ浜町	農業移住・新規就農サポート事業 (東青地域連携)	青森県東青地域(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)への農業移住希望者、新規就農者	新規就農に関する相談対応のほか、栽培指導員による現地での技術指導、栽培計画などの農業経営に関するアドバイスを実施。	あおり就農サポートセンター 017-752-6445 
	青森市農業振興センター研修制度	東青管内に在住の65歳以下の者 ※国が行う就農準備資金の研修機関に認定されています。	新規就農者、農業基礎修得を目指す者に対して、センター施設での作物の講習及び実技研修 ●研修期間：4月～8月 週2回(15名まで) ●経 費：7,000円(教材・資材費)	青森市 農業振興センター 017-754-3596
青森市	青森市農業振興センター 土壌分析・診断事業	新規就農者が耕作している農地 耕作放棄地を再生した農地	土壌分析・診断を就農後3年間又は、耕作放棄地を再生してから3年間、3か所分に限り無料で実施	
平内町	平内町担い手農家経営改善支援事業	・認定農業者及び認定新規就農者 以下の要件に該当すること ・農業経営改善計画及び青年等就農計画において、現在の水稲経営面積が9ha以上、又は今後9ha以上作付けを計画している者	農作業の効率化と労働力の軽減を図るため、高効率農業用機械等の導入に対する助成 ●補助率 事業費の2分の1(上限50万円、千円未満の端数は切り捨て)	農政課 017-755-2117
	平内町農業用ハウス設置等補助金交付事業	以下の要件にいずれも該当する者。 ・町内に住所を有する者 ・町内に農地を所有又は借受けている者。 ・出荷及び販売を目的とした野菜等の農作物を生産している者又は生産を予定している者で、当該ハウスにおいて概ね3年以上作付けする予定の者。 ・町税の未納がない者。 ・共済等の保険に加入もしくは加入の予定がある者。	●補助率 補助対象経費の2分の1に相当する額を補助(1万円未満は対象外) ・新設の場合、1棟につき最大50万円 ・改修の場合、1棟につき最大15万円(設置後3年以上経過したものが対象)	
弘前市	農業里親研修事業	市内での就農を希望し、就農予定時の年齢が原則59歳以下の者で、次のいずれかに該当する者 ・非農家出身者 ・農家出身で親の経営品目以外の作物で就農しようとする者	弘前市内での就農を前提に、ひろさき農業総合支援協議会が認定する農家等(里親)による技術・経営研修を実施(3年以内) ※里親は研修生に地域農業者等を紹介するなどし、地域コミュニティへの定着が図られるようサポート。	ひろさき農業総合支援協議会事務局 (農政課担い手育成係) 0172-40-0767
	ひろさき農業新規参入加速化事業	農業里親研修(里親実践研修)受講者	●補助対象 里親実践研修を受講する就農希望者等がアパート等を賃借する場合の家賃の一部を補助 ●補助率 家賃相当額の3分の2(上限額50千円/月)×契約月数	
	農作業省力化・効率化対策事業	・市内農業者、農地所有適格法人 ・農業者で組織する団体	●補助対象 ・農業経営に要する機械の導入及び農業用ハウス整備、荷捌き場や作業道等とするためのほ場のコンクリート舗装等 ●補助率(認定新規就農者等) ・機械の導入…購入経費の1/2以内(上限額1,000千円) ・農業用ハウスの整備…施工費の1/2以内(上限額1,000千円) ・コンクリート舗装等…施工費の1/2以内(上限額400千円)	(機械の導入) 農政課農地支援係 0172-40-0656 (農業用ハウス整備) 農政課農産係 0172-40-0504 (コンクリート舗装等) 農政課地域経営係 0172-40-7102
	りんご園等改植事業	市内に住所を有する果樹栽培農家及び農地所有適格法人 ※例年2月上旬頃に要望受付を実施	●補助対象 ・果樹の栽培導入(改植・新植)に係る経費 ・未収益期間における改植(新植)事業実施圃地の栽培管理に係る経費 ●補助率 ※下記を同時に交付 ・改植(新植)事業 ・りんごわい化…上限160円/㎡ ・りんご丸葉、りんご以外の特産果樹…上限80円/㎡ ・未収益期間栽培管理事業 100円/㎡	りんご課 生産振興係 0172-40-7105

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
五所川原市	五所川原市複合経営等支援事業	以下の要件を全て満たす者であること ・五所川原市に住所を有する認定新規就農者又は認定農業者 ・新たに複合経営を行う又は新たに六次産業化に取り組む者	●補助対象 ・複合経営に係る対象経費 育苗費、生産に必要な資材および機械購入・リース費、土壌診断費 ・六次産業化に係る対象経費 新商品開発のための研修経費、新商品製造のための資材および機械購入費 ●補助率 50%(上限25万円)	農林水産課 農業振興係 0173-35-2111
黒石市	黒石市青年農業経営塾	農業青年(市内に耕作地を有し、原則として就農時の年齢が50歳未満の者)	若手農業者の課題解消を図るため、農業経営の講座や総合相談会、現地視察などを実施して就農後をサポートする	農林課 0172-52-2111
平川市	新規就農支援事業(農地賃借料)	・認定新規就農者で、市内に住所を有し、原則として就農時の年齢が50歳未満の者 以下の要件に該当すること ・世帯に市税等の滞納がないこと ・農業経営を3年以上継続して行う者 ・農地の賃借契約期間が5年以上のもの	●補助率 農地賃借料を補助。 次の①又は②のいずれか少ない額とする。 ①農地賃借料の実支出額の合計額 ②農地賃借契約面積に、平川市賃借料情報の農地賃借料を乗じて得た額	農林課 0172-44-1111
西目屋村	西目屋村産地力強化支援事業費補助金	・集落営農組織、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、認定就農者	省力化機械及び設備並びにパイプハウスを導入する経費を村の予算の範囲内において、補助金を交付する。 ●補助率 ・省力化機械、設備 農業機械販売業者が販売するもの(中古を含む)であること。 補助率は4分の1以内とし、上限を20万円。(千円未満の端数は切捨て) ・パイプハウス 被覆資材に耐用年数が長い農業用PO材を使用し、園芸施設共済等へ5年以上継続して加入すること。 補助率は4分の1以内とし、上限を80万円。(千円未満の端数は切捨て)	産業課 0172-85-2801
つがる市	つがる市新規就農者支援事業	三親等以内に農地を所有し、又は借入れしている親族がいない者で、次に掲げる者 ・つがる市に転入し、生活の拠点を移した者であって、農業以外の職業から新たに就農しようとする者 ・つがる市地域おこし協力隊であった者で、新たに就農しようとする者 以下の要件に該当すること ・国が行う就農準備資金の要件に該当し、当該事業に係る資金の交付を受けている者 ・受入農業経営体で研修を受ける者 ・事業終了後、引き続き市内に住所を有し、1年以内に就農できる者 ・本市又は転入前の市町村に納入すべき市町村税その他の徴収金の滞納がない者 ・申請日において転入した日から1年を経過していない者。 ただし、つがる市地域おこし協力隊員であった者は除く	●補助率 研修費及び居住費等について支援を行う。 ・就農準備支援金：10万円(1回限り) ・研修支援金：月額5万円(定額、上限24月) ・居住費支援金：家賃の1/2以内(ただし上限25千円、上限24月)	農林水産課 0173-42-1109
板柳町	研修資金補助金	以下の要件のいずれにも該当すること ・認定新規就農者であること ・青年等就農計画の農業経営開始日から起算して2年以内の期間にあること ・町民税等を滞納していないこと	認定新規就農者が農業経営に必要な技術と経営手法を習得するための各種研修に要する経費に対して助成 ●補助率：対象経費の2/3(上限13万3千円)	産業振興課 地域振興係 0172-73-2111 https://www.town.itayanagi.aomori.jp/work/farming/shien_town.html
	住宅賃貸借料補助金	以下の要件のいずれにも該当すること ・町内に借家を借りている、又は予定であること ・借家の居住期間が3ヶ月以上であること ・認定新規就農者(親元就農者を除く)であること ・町民税等を滞納していないこと	認定新規就農者に対する最長2年間の家賃補助 ●補助率：家賃月額×1/2(最高月額2万円交付)	
	農地賃借料補助金	以下の要件を全て満たす者であること ・板柳町に住所を有する認定新規就農者 ・町内の農地で農業経営を3年以上継続して行う者 ・町税及び介護保険料に滞納がない者	青年等就農計画の認定の有効期間のうち、連続した3年分の農地賃借料の補助 ●補助率：次の各号のいずれか少ない額に1/2を乗じて得た額とし、上限10万円 (1)補助対象経費の実支出額の合計 (2)借用する農地面積に、板柳町農地賃借料情報の掲載平均額の価格を乗じた額	



	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
大鰐町	農業生産施設整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・農業団体に加入している者または加入することが確実な販売農業者 ・町税等の滞納がない者 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 ・簡易型ビニールハウス等(新設または増設に限る)で事業費20万円以上のものについて1/2以内を補助 ・園芸用農業機械等で事業費20万円以上のものについて1/2以内(補助上限40万円)を補助 ・稲わらロールベアラー(3ha以上の水稲作付者)補助率1/3以内(補助上限50万円)を補助 ・フレコンスケール(3ha以上の水稲作付者で新規需要米及び加工用米の出荷が確実な者)補助率1/3以内(補助上限50万円)を補助 	農林課 0172-55-6574
鶴田町	鶴田町野菜定着事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する農業者 ・町内に住所を有する農業者が組織する団体並びに農業法人 以下の要件に該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・補助金交付後においても肥培管理及び出荷を継続できる者であること 	町農業生産力の向上と経営の安定化を図るため、町が指定する振興作物(アスパラガス、ブロッコリー、ズッキーニ)の新規作付および規模拡大に要する種苗費、肥料農薬費及び資材費に対する補助。 <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 ・新規作付 対象経費の3/4以内 ・規模拡大 対象経費の1/2以内 ●要件 ・新規作付及び規模拡大分面積が2a以上であること。 	産業課農業振興班 0173-22-2111 http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashinougyou/post-429.html 
	青森県特産果樹育成・ブランド確立事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・農協 ・農業集団(運営に関する規約等が定められていること) ・認定農業者 ・認定新規農業者 ・知事が認める団体 	特産果樹(ぶどう、おうとう、もも、ネクタリン、ブルーベリー)の導入促進及び生産性向上を図るため、苗木等の資材購入費や施設等の導入費用に対する補助。 <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 (1)特産果樹導入型 対象経費の1/4以内 <ul style="list-style-type: none"> a 苗木・支柱・樹棚の購入 (2)特産果樹生産性向上型 対象経費の1/3以内 <ul style="list-style-type: none"> a 雨よけハウス b 簡易選果機 (3)特産果樹品質向上型 対象経費の1/3以内 <ul style="list-style-type: none"> a 低コスト簡易型ハウス(ガラス以外の資材で被覆されたハウス) b 被覆資材巻上機(おうとう雨よけハウスへの後付けに限る) ●要件 ・(1)(2)-a (3) 受益面積が10a以上 ・(2)-b 1ha以上/1台※ただし認定農業者、認定新規就農者が実施する場合は、この限りではない。 	
五戸町	五戸町青年就農ステップアップ支援事業	【対象者1】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付対象者で、交付期間が終了後1年以内に五戸町認定農業者となった者 【対象者2】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)の対象となっていない認定新規就農者で、かつ、認定期間満了後1年以内に五戸町認定農業者となる者 【対象者3】 <ul style="list-style-type: none"> ・経営開始日時点で50歳未満、かつ、経営開始後8年以内の五戸町認定農業者 以下の要件に該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有すること ・世帯に町税等の滞納がないこと ・交付期間終了後、一定期間、営農を継続すること ・所得制限あり 	青年等就農者に対する営農費等の補助 【対象者1】 <ul style="list-style-type: none"> ●交付期間：交付期間終了後3年間 ●交付額：1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年(夫婦は1.5倍の額) 【対象者2、3】 <ul style="list-style-type: none"> ●交付期間：最長3年間 ●交付額：1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年(夫婦は1.5倍の額) 	五戸町農林課 0173-22-2111 http://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/2018-0110-0938-67.html 
南部町	新規学卒就農者支援事業(後継者対策)	南部町農家出身の新規学卒者 以下の要件に該当すること 町内に住居を有し、学校卒業後すぐ実家に就農したもので、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 <ul style="list-style-type: none"> ●交付期間：3年間 ●交付額：1世帯月額3万円 	農林課 0178-38-5964 http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/9,269,38,375.html 
	新規就農後継者支援事業(後継者対策)	農家出身で自ら農業で生計を維持することを目的に離職した者(15歳以上60歳未満)または、非農家出身の新規参入者(15歳以上48歳未満) 以下の要件に該当すること 町内に住居を有し、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 <ul style="list-style-type: none"> ●交付期間：3年間 ●交付額：1世帯月額3万円 	

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
南部町	新規就農者定住支援事業(定住促進対策)	新規参入者で農地を活用することを目的に町内にU・Iターン等をした者(48歳以上65歳未満) 以下の要件に該当すること 町内に住居を有し、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 ●交付期間:3年間 ●交付額:1世帯月額2万円	農林課 0178-38-5964 http://www.town.aomori-nambu.lg.jp/index.cfm/9,269,38,375.html 
三戸町	三戸町農業レベルアップ事業	農業協同組合、土地改良団体、営農集団(3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約があるものに限る。)、農業法人、認定農業者、認定新規就農者及びその他町長が認めるもの	農業所得向上のために行う事業に対する支援(ハード・ソフト何れも可) ・高品質化、高付加価値化への取組(2/3以内、20万円以内) ・生産コスト低減、出荷流通コスト低減、新規作物導入、販売力強化等(1/3以内、10万円以内)	農林課 0179-20-1155
	三戸町農業経営発展支援事業	認定新規就農者	【就農準備支援事業】 新たに農業に従事するものに就農準備金を交付 ●交付額:10万円(1回限り) 【農業従事者家賃支援事業】 新たに農業に従事するものの家賃の補助 ●補助率:家賃の1/2以内(上限:2万円、最長3年間) 【農地賃借支援事業】 新規就農から5年以内に新たに借り入れる農地賃借料の補助 ●補助率:1/2以内(上限:10万円、最長3年間) 【認定新規就農者生活支援事業】 営農資金として認定後3年間支援金を交付 ●交付額 1年目:50万円以内 2年目:30万円以内 3年目:10万円以内 【認定新規就農者定着支援事業】 青年等就農計画達成のために必要な取組に対し補助 ●補助率:2/3(上限30万円、認定期間中1回限り)	
	三戸町鳥獣対策総合事業(鳥獣被害防止体制整備事業)	【対象者1】 認定農業者、認定新規就農者、農業法人 【対象者2】 以下の全てを満たすもの ①三戸町内に在住または在勤しているもの ②新たに狩猟免許を取得するもの ③狩猟免許取得後は、三戸町有害鳥獣被害対策実施隊員として積極的に被害防止活動に従事するもの	【対象者1】 鳥獣被害防止対策のため、捕獲わな購入及び侵入防止柵(電気柵等)整備に対する補助 ●補助率:1/3以内(上限単価あり) 【対象者2】 狩猟免許及び銃砲刀剣類所持許可証取得経費に対する補助 ●補助率10/10以内	
田子町	農作物生産力強化対策事業	・認定農業者又は新規就農者 ・前年度本事業を活用していない者	【機械部門】 労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等の大幅な省力化に必要と認められる機械、設備等の導入 ●補助率:1/4以内(上限800千円) 【施設部門】 パイプハウス購入代金、その他付属品 ●補助率:1/3又は1/2以内(上限は施設面積に応じて設定有り)	産業振興課 0179-20-7116
	生産力強化事業	・町内に住所を有するにんにく生産者 ・前年度本事業を活用していない者 ・本年度他事業を活用していない者	労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等の大幅な省力化に必要と認められるにんにく専用機械の導入 ●補助率:1/4以内(上限800千円)	
	産地形成事業	・町内に住所を有する畜産農家	【肥育牛導入支援】 ・地域内子牛導入(田子町繁殖農家から市場購入した場合) ・地域外子牛導入(町外繁殖農家から市場購入した場合) 【繁殖雌牛増頭支援】 ・新規繁殖雌牛導入(繁殖雌牛を市場購入した場合) ・繁殖雌牛自家保留(繁殖雌牛を自家保留した場合) 【にんにくとべごまつり候補牛確保支援】 ・にんにくとべごまつり候補牛として、肥育素牛を導入した場合 【パイプハウス牛舎新設支援】 ・過去3年間の期間において、肉用牛飼養頭数が増加していること	

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
十和田市	新規就農者 農業用機械等 導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方 ・申請時に認定新規就農者であること ・事業実施年度の翌年度から3年以内に就農計画に即した農業所得目標目標を概ね達成できる方 ・令和4年度に市が実施する農業用機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと ・市税等の滞納のない方 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象 ・農業用機械又はパイプハウス ●補助率 ・導入機械等の税抜価格の4/10(上限80万円) 	農林商工部 農林畜産課 0176-51-6741 http://www.city.towada.lg.jp 
	空き家等家賃 支援補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方 ・市外に住所を有する50歳未満の方で、市内に1か月以上1年以内の期間継続して滞在し、就農体験を行う方 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 交付決定した日又は入居した日のいずれか遅い日が属する月から令和5年3月31日までの空き家の家賃(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)の1/2(上限月3万円) 	
	空き家等改修 支援補助事業	市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 空き家等の改修に要した修繕費及び工事費(令和5年3月31日までに完了した場合に限る。)の1/2(上限100万円) 	
	親方農家派遣 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、農業を営営する50歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方 ・十和田市に1か月以上1年以内の期間継続して滞在し、就農体験を行う方 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年就農者に対し、営農指導を行う親方農家を派遣する。 ・滞在者に対し、就農体験の場を提供及び、営農指導を行う親方農家をあっせんする。 	
野辺地町	野辺地町 農地規模拡大 交付金	人・農地プランに位置付けられた中心経営体	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 農地中間管理事業を活用して、耕作を目的に新たに存続5年以上の利用権設定を行った農地 ●交付単価 農地中間管理事業により利用権を取得した農地の面積に応じて、次のとおり交付する(1a未満切捨) 田の場合 1a当たり2,000円以内 畑の場合 1a当たり1,000円以内 	産業振興課 0175-64-2111
	野辺地町 新規就農者等 農業機械導入 支援事業 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・野辺地町内に住所を有すること ・認定新規就農者又は認定農業者 ・他の農業機械の導入を目的とした補助金の交付申請をしていないこと ※補助対象機械について ・農作業以外に使用できないもの(汎用性のないもの)であること ・残存する耐用年数が2年以上であること ・一件あたりの税抜価格が20万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 50%以内(上限:100万円) ※予算の範囲内での補助 	
	野辺地町 農業振興事業 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上を図るため水稲及びそばの種子更新する者 ・そば生産のための、肥料導入、刈取、乾燥調製に係る経費 ・コスト低減のため、行うラジコンヘリコプターによる防除をする者 ・優良な農産物の安定生産を図るため、緑肥種子及び長芋種子の購入をする者 ・雪による、ながいもの収穫遅延による品質低下防止及び、農業所得の維持向上を図るため、融雪剤の購入をする者 ・「こかぶ・ながいも」に係る、適正施肥と堆肥に含まれる肥料成分の活用による施肥コスト低減を図るための土壌診断をする者 ・こかぶ・ながいも作付ほ場へ使用する堆肥の購入をする者 ・葉つきこかぶの品質低下を予防阻止するための土壌処理剤の購入をする者 ・鳥獣による農作物被害を防止するための機材等の購入に係る経費 ・農業収入保険制度へ加入する農家の保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 左記に係る経費についてそれぞれ50%以内 	
七戸町	新規就農者 定着化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者となることについて強い意志を有していること。(原則50歳未満。) ・青年等就農計画の認定期間中の申請であること。 ・独立・自営就農者であること。 ・継承を受けた全部又は一部についての農業経営を開始し、その期間内に新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行うこと。 	青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業機械等購入・農業生産施設等新設・農業生産資材等購入に対する助成。 <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 50%以内 (上限1世帯当たり50万円以内) 	農林課 0176-68-2116

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
七戸町	農業用機械等購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・七戸町に住所があり、農産物を生産・出荷している者。 ・経営面積の拡大をすること。 ・70歳以上の経営者は、後継者からの同意を得ること。 ・稲作関係の機械購入の場合、非主食用米への取組が必要。 ・機械の規格が自身の経営規模に見合っていること。 ・農業用機械は、新品で200万円(税別)以上であること。アタッチメント関係については、補助対象外(畜産関係のアタッチメントは可) ・スマート農業機械は新品で150万円(税別)以上であること。ドローン購入者は免許取得者又は取得予定の者。 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 農業用機械・スマート農業機械購入に対する助成。助成率購入金額の30%以内(上限100万円)。 	<p>農林課 0176-68-2116</p>
横浜町	横浜町農業用機械等導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者及び認定新規就農者 ・横浜町人・農地プランの中心経営体に位置づけられている者 ・集落営農組織 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対策 農業用機械等 ●補助率 税抜き価格の30%以内で上限50万円 	<p>産業振興課 0175-78-2111</p>
東北町	健康な土づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する農業者 ・土づくりをととして農産物のブランド化を推進する農業者団体 	<p>東北町有機供給センターで製造された高品質堆肥の購入に要する経費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 税抜き価格の15%以内 	<p>農林水産課 0176-56-4384</p>
	土づくりのための土壌診断推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する農業者 	<p>土壌診断を実施し適正施肥と健康な土づくりを図り、産地維持と持続可能な農業の推進を図る。</p> <p>補助額1,000円/1件</p>	
	農林水産業経営基盤強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する農業者 ・30a以上の耕作又は農産物販売金額が500千円以上ある等 	<p>【農林水産業経営継続支援事業】 農林水産業の経営基盤強化・労働力不足に対応するため、作業の省力化、効率化に向けた機械、資材購入の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 ・機械導入 事業費 300千円以上 1/3以内 上限額 500千円 ・資材導入 事業費 100千円以上 1/3以内 上限額 300千円 (機械導入と資材導入合わせて上限 500千円) <p>【スマート農業関連支援事業】 農作業の省力化・効率化を広げるため、スマート農業関連機械・資格取得費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助率 ・スマート農業関連機械 事業費300千円以上 1/3以内 上限額1,000千円 ・スマート農業関連資格取得費 事業費 50千円以上 1/2以内 上限額 100千円 	
六ヶ所村	六ヶ所村新規就農者支援事業助成金	<p>農業経営改善計画又は青年就農計画の認定を受けた日から3年以内のもので農業所得を主として生計を維持しており(維持する予定の者を含む。)農地を所有(利用権の設定含む。)又は飼育牛等が1頭以上で次のいずれにも該当しない者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は青森県等が実施している新規就農者対策事業等の助成を受けることができる者。 ・村税を滞納している者。 	<p>【営農費用助成】※新規就農者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付額 経営を開始した日から1年目～3年目までの者 月額17万円以内 経営を開始した日から4年目及び5年目の者 月額14万5千円以内 ※最大5年間 <p>【農業機械等導入費助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付額 農業機械・農業用施設等の導入又は整備に要する費用の3/10以内を助成する(上限300万円1経営体につき1回限りの交付とする。) 	<p>農林水産課 0175-72-2111</p>

新規就農 適性・知識・準備チェックシート

このチェックシートは農業で生計を立てることを前提として、新規就農に当たっての適性や知識・準備の進み具合を自分自身でチェックするものです。

当てはまらない項目は、一般的にこれから就農を目指す場合に、準備あるいは獲得が必要な項目ですので準備に努めてください。

I 就農に対する適性

- 健康・体力には自信がありますか。
- 生き物（動植物）が好きですか。
- 草取りのような単純作業も、こつこつやることができますか。
- 他人との付き合いは苦にならないと言えますか。
- 忍耐力には、かなりの自信があるとと言えますか。

II 新規就農についての意欲、動機、知識

- 農業所得で生活する、職業としての農業を目指していますか。
- 新規就農した経営者に会ったり、体験談を直接聞いたことがありますか。
- これまで受けた農業体験や研修により、農作業の厳しさを身をもって分かっていますか。
- 家族と一緒に生活や仕事がしたいと考えていますか。
- 農業は、自然の中で生き物を育てるため、自然災害や技術不足により収穫が皆無あるいは激減する可能性があることを知っていますか。
- 農作物の販売単価は、高値になったり安値になったり暴落することがあることを知っていますか。
- 新たに農業を始めることは、自ら新しく事業を起こし、経営者になることです。非農家出身者が新たに農業をはじめるとは、既存の生産基盤のある農家子弟が農業をはじめるとより容易でないことを分かっていますか。

III 新規就農の事前準備状況

- 新規就農に関する情報収集を行っていますか。
(就農窓口訪問・相談会参加・インターネットホームページ・情報誌等)
- 家族も農業や農村社会についてよく理解し、その上で就農に同意していますか。
- 自動車運転免許（普通免許以上）を所持していますか。（ペーパードライバーは不可）

IV 目指す農業経営像の明確化

- どんな作物をつくるのか（作物選択）意向が固まっていますか？
(作物：) (適地：)
- どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっていますか？
(就農希望地：)
- 経営タイプを選択しましたか？（経営作物は単一か、複数か）
- 栽培方法を選択しましたか？（露地栽培か施設栽培か、どのような作型か）
- 農作業に従事できる労働力と作物・経営タイプ・栽培方法の選択が経営規模とマッチしていますか？

V 就農先の選定

- 就農先は「IV 目指す農業経営像の明確化」の作物や栽培方法の選択とマッチしていますか。
- 選択作物の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷・販売体制が整備されており新規就農者の受入支援が期待できますか。
- 就農先の市町村の行政等が農業外からの新規就農に積極的で、研修から就農までの支援措置があるかどうか確認していますか。
- 現地視察に際しては、1か所に季節を変えて何度か足を運ぶようにしていますか。
- 生活条件（町の中心部までの距離や道路・交通事情・学校や病院・商店街までの距離）の検討はしましたか。
- 就農先の選定に当たり、決定前に一度は家族（できれば全員）で現地を訪問していますか。
- 現地視察の際は、地元の農家（住民）から積極的に、地元の状況について話を聞いていますか。そのとき家族を同伴していますか。
- 農地を確保（購入又は借りる）できる情報を得ていますか。
- 就農先に農地確保に当たって面倒をみってくれる世話人的な人がいますか。
- 住宅を確保する目途がたっていますか。

VI 農地の確保

- 取得（賃借）を考えている農地は、農地法の許可要件のうちの一つである「農地の全てを効率的に利用して耕作等を行うと認められること」がクリアできますか。
- 取得（賃借）を考えている農地は、農地法の許可要件のうちの一つである「農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められること」がクリアできますか。
- 取得（賃借）を考えている農地の面積規模は、農地法の許可要件のうちの一つである「取得後経営面積が原則として50a以上（市町村によっては50a未満のところもあり、確認が必要）となること」がクリアできますか。
- 借地の場合、10a当たりの賃借料を把握していますか。

VII 技術の習得

- これまでに1年間以上にわたる農家、農業法人等で本格的研修を受けたことがあり、（又は修行中）、目指す農業（作物）の栽培技術と経営についての知識は、身に付いていますか。
- 就農希望地で就農に当たって親身になって面倒をみってくれる世話人的な人がいますか。あるいは、就農後に技術的なサポートが受けられますか。

VIII 資金の確保

- 営農のために用意できる自己資金はいくらですか。【 万円】 A
- 営農のために必要となる資金額の見込みはたっていますか。
（初期の設備投資金と1年目の資材・材料費。農地購入の場合は土地代も含む）
【 万円】 B
- 借入れが必要な資金額は？ 【 万円】 B - A
- 活用できる融資制度と融資制度を活用して借りられる資金額は
○制度資金名（ ）、借入可能金額 【 万円】
○制度資金名（ ）、借入可能金額 【 万円】
- 融資制度を利用する場合、連帯保証人、担保が必要な融資制度については、連帯保証人、担保が確保できますか。

IX 農業機械・施設の取得や営農計画

- 農業機械・施設の取得（購入や借入れ）の計画を立てていますか。
- 経営について一定の知識（複式簿記等）がありますか。
- 就農後の営農計画や販売計画等を立てていますか。
 - 農協出荷を軸に販売計画を立てたい。
 - 農協出荷と直販を組み合わせたい。
 - 直販や個人宅配などを中心に組み組みたい。
 - 生産から加工・販売まで行う多角的経営を目指したい。
 - 有機農産物の生産・販売を行いたい。

X 農村生活、就農後の生活について

(1) 生活資金面

- 生活資金の確保を十分検討していますか。
 - 最低2年間位の生活費は確保している。
 - 農業所得と自己資金で2～3年分は確保できる見込みである。
 - 国や自治体の支援資金や研修助成金と自己資金で対応できる。
 - 本人や家族にある程度の農業収入・農外収入が見込まれる。
 - 借家の場合、農業収入が不十分でも、家賃が確保できる。
 - サラリーマンのときには、給与から差し引かれていた税金、福利厚生費のうち、市町村税、国民健康保険料は前年度の所得額を基準に課税されます。その支払いを考慮している。

(2) 生活・教育面

- 農業をするには、住居がアパートなどでは、不便な場合があることを知っていますか。
- 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っていますか。
- 農村では、地域内の人とのつきあいが濃密です。営農のためにも地元農家とのつきあいが重要です。積極的にコミュニケーションが図れますか。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っていますか。
- 子供の学校や保育園・幼稚園の通学・通園に問題はありますか。
- 交通網や公共施設、病院、商店街等のチェックは済んでいますか。

*このチェックリストは、栃木県青年農業者育成研究会が作成した内容を基に、青森県版に修正して掲載しています。

ここがあなたをガイドします

就農相談の窓口一覧

就農する地域が決まっていない方には…

青森	公益社団法人 あおもり農業支援センター	〒030-0801 青森市新町2-4-1(県共同ビル6F) TEL. 017-773-3131 FAX. 017-734-1738	
	青森県農林水産部構造政策課	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL. 017-734-9463 FAX. 017-734-8136 <input type="text" value="青森県庁 A Life Park"/> <input type="button" value="検索"/>	
東京	いきいき青森就農センター (青森県東京事務所内)	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3(都道府県会館7階) TEL. 03-5212-9113 FAX. 03-5212-9114	
	あおもりUIJターン就職支援センター (青森県東京事務所内)	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3(都道府県会館7階) TEL. 03-3238-9990 FAX. 03-5212-9114 <input type="text" value="あおもりUIJターン"/> <input type="button" value="検索"/> <input type="text" value="あおもりジョブ"/> <input type="button" value="検索"/>	
	青森暮らしサポートセンター (NPOふるさと回帰支援センター内)	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1(東京交通会館8階) TEL. 090-6342-6194 FAX. 03-6273-4821 <input type="text" value="あおぐら"/> <input type="button" value="検索"/> <input type="text" value="あおもり暮らし"/> <input type="button" value="検索"/>	
大阪	いきいき青森・就農センター (青森県大阪情報センター内)	〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-900(大阪駅前第1ビル9F) TEL. 06-6341-2184 FAX. 06-6341-7979	
東京	全国新規就農相談センター (全国農業会議所内)	〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 (中央労働基準協会ビル2F) TEL. 03-6910-1126 FAX. 03-3261-5131	

就農する地域が決まっている方には…

東青	東青地域県民局 地域農林水産部	〒030-0861 青森市長島2丁目10-3(青森フコク生命ビル6F) TEL. 017-734-9990 FAX. 017-734-8305
中南	中南地域県民局 地域農林水産部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 TEL. 0172-33-4821 FAX. 0172-34-4390
三八	三八地域県民局 地域農林水産部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL. 0178-27-4444 FAX. 0178-27-3323
西北	西北地域県民局 地域農林水産部	〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL. 0173-35-5727 FAX. 0173-33-1345
上北	上北地域県民局 地域農林水産部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL. 0176-23-4281 FAX. 0176-25-7242
下北	下北地域県民局 地域農林水産部	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 TEL. 0175-22-2685 FAX. 0175-22-3212

その他関係機関

東京	(公社)日本農業法人協会	〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8(中央労働基準協会ビル1F) TEL. 03-6268-9500 FAX. 03-3237-6811
	(公社)国際農業者交流協会	〒144-0051 東京都大田区西蒲田5-27-14(日研アラインビル8F) TEL. 03-5703-0252 FAX. 03-5703-0255
	(一社)酪農ヘルパー全国協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3(兎谷ビル2F) TEL. 03-5577-5135 FAX. 03-5577-5136

市町村所在地等一覧表

市町村名		担当課	住所		電話番号
市	1	青森市	農業政策課	〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1	0172-62-1156
	2	弘前市	農政課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1	0172-40-0767
	3	八戸市	農業経営振興センター	〒039-1101 八戸市大字尻内町字毛合清水29	0178-27-9163
	4	黒石市	農林課	〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1	0172-52-2111
	5	五所川原市	農林水産課	〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1	0173-35-2111
	6	十和田市	農林畜産課	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111
	7	三沢市	農政課	〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38	0176-53-5111
	8	むつ市	生産者支援課	〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111
	9	つがる市	農林水産課	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	0173-42-2111
	10	平川市	農林課	〒036-0242 平川市猿賀南田15-1	0172-44-1111
東津軽郡	11	平内町	農政課	〒039-3393 平内町大字小湊字小湊63	017-755-2117
	12	今別町	産業建設課	〒030-1502 今別町大字今別字今別167	0174-35-3005
	13	蓬田村	産業振興課	〒030-1211 蓬田村大字蓬田字汐越1-3	0174-27-2111
	14	外ヶ浜町	産業観光課	〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	0174-31-1228
西津軽郡	15	鱒ヶ沢町	農林水産課	〒038-2792 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	0173-72-2111
	16	深浦町	農林水産課	〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84-2	0173-74-2111
中津軽郡	17	西目屋村	産業課	〒036-1492 西目屋村大字田代字神田57	0172-85-2801
南津軽郡	18	藤崎町	農政課	〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1	0172-88-8273
	19	大鰐町	農林課	〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	0172-55-6574
	20	田舎館村	産業課	〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻123-1	0172-58-2111
北津軽郡	21	板柳町	産業振興課	〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111
	22	鶴田町	産業課	〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1	0173-22-2111
	23	中泊町	農政課	〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂209	0173-57-2111
上北郡	24	野辺地町	産業振興課	〒039-3131 野辺地町字野辺地123-1	0175-64-2111
	25	七戸町	農林課	〒039-2792 七戸町字森ノ上131-4	0176-68-2111
	26	六戸町	農政課	〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-3111
	27	横浜町	産業振興課	〒039-4145 横浜町字寺下35	0175-78-2111
	28	東北町	農林水産課	〒039-2696 東北町字塔ノ沢山1-94	0176-56-3111
	29	六ヶ所村	農林水産課	〒039-3212 六ヶ所村大字尾駮字野附475	0175-72-2111
30	おいらせ町	農林水産課	〒039-2289 おいらせ町上明堂60-6	0178-56-2111	
下北郡	31	大間町	産業振興課	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2111
	32	東通村	農林畜産課	〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111
	33	風間浦村	産業建設課	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111
	34	佐井村	産業建設課	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111
三戸郡	35	三戸町	農林課	〒039-0198 三戸町大字在府小路町43	0179-20-1111
	36	五戸町	農林課	〒039-1513 五戸町字古館21-1	0178-62-2111
	37	田子町	産業振興課	〒039-0201 田子町大字田子字天神堂平81	0179-32-3111
	38	南部町	農林課	〒039-0592 南部町大字平字広場28-1	0178-76-2111
	39	階上町	産業振興課	〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2111
	40	新郷村	農林課	〒039-1801 新郷村大字戸来字風呂前10	0178-78-2111

